

庁 議 案 件 No. 1

令 和 4 年 7 月 2 6 日

所 管 消 防 局 総 務 部

件 名	堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書の策定について
経過・現状 政策課題	【経過】 令和3年9月 和泉市から消防指令業務の連携・協力の協議依頼 令和3年10月 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会設置 令和3年10月 計3回の協議会を実施、堺市・和泉市消防指令業務連携・ ～令和4年3月 協力実施計画書（案）を作成 令和4年6月 堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書（案）の ～令和4年7月 パブリックコメントを実施 令和4年7月 第4回協議会において、同計画の承認 令和4年8月 堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書策定 <資料1>
対応方針 今後の取組 （案）	【対応方針】 和泉市との消防指令業務の連携・協力について、令和4年第3回市議会（定例会）に別添規約（案）<資料2>をもって協議することを上程するもの。 【スケジュール】 令和4年8月5日 計画策定の報道提供 令和4年8月23日 消防指令業務の委託の協議について市議会に上程 令和4年9月30日 議決 令和4年10月 消防指令業務に係る事務の委託に関する規約締結 令和5年4月～ 消防行政統合システム改修 令和6年12月 運用開始
効果の想定	・消防相互応援体制の強化 災害発生状況や出動状況等の情報を一元管理することにより、救急事案多発時や大規模火災発生時等において、応援出場時間の短縮が可能となり、消防相互応援体制が強化される。 ・行財政面の効果 指令システムを共同で運用することにより、維持管理及び更新整備に係る経費の低減を図ることができる。
関係局との 政策連携	・市長公室、総務局、財政局 ・大阪府危機管理室

堺市・和泉市 消防指令業務連携・協力実施計画書



令和 4 年 月

堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会

目 次

第 1 部 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本指針

1 連携・協力を行おうとする地域における消防の現状・課題・将来予測	1
2 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針	4
3 連携・協力実施の検討体制	6
4 連携・協りに伴う実施スケジュール	6

第 2 部 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

1 連携・協力を行う消防事務内容	7
2 連携・協力を行う地域	8
3 連携・協力を行う方法	8
4 連携・協りに要する人員の配置	9
5 連携・協りに伴う機器等の整備計画	9
6 連携・協りに係る費用の見通しと分担方法	9

第 3 部 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携に 関する事項

第 4 部 今後の調整事項

第1部 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

1 連携・協力を行おうとする地域における消防の現状・課題・将来予測

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか災害等による傷病者の搬送を適切に行うことが任務となる。

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、市民ニーズの高度化・多様化など消防を取り巻く環境が変化している中、消防において出場体制や専門員の確保等には限界があることや財政運営面での厳しさが課題とされている。

また、各市管轄人口の減少が予測され、財政面での制約がさらに厳しくなる状況に対応するため、様々なスケールメリットを活用して、消防体制の充実強化を図る必要があるとされている。

(1) 消防の連携・協力の推進

平成29年4月1日付け総務省消防庁から「消防の連携、協力の推進について（通知）」が発出された。

更に、具体例として示された消防指令業務の共同運用に多くの有効性が認められることから、令和3年1月25日付け「消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について（通知）」が発出され、できる限り広域的な範囲での共同運用を積極的に目指すことが必要であるとされている。

(2) 大阪府内の広域化及び連携・協力の現状

・北部ブロック

- ① H27.4.1 能勢町が豊中市へ委託による広域化
- ② H28.4.1 豊能町が箕面市へ委託による広域化
- ③ H27.4.1 豊中市と池田市の指令センター共用
- ④ H28.4.1 吹田市と摂津市の指令センター共用

・東部ブロック

- ① H26.4.1 大東市と四条畷市の一部事務組合による広域化
- ② H27.7.6 枚方寝屋川消防組合と交野市の指令センター共用

・堺市域

- ① R3.4.1 大阪狭山市が堺市へ委託による広域化

・新南河内ブロック

- ① H26.10.1 河南町が富田林市へ委託による広域化

・泉州北ブロック

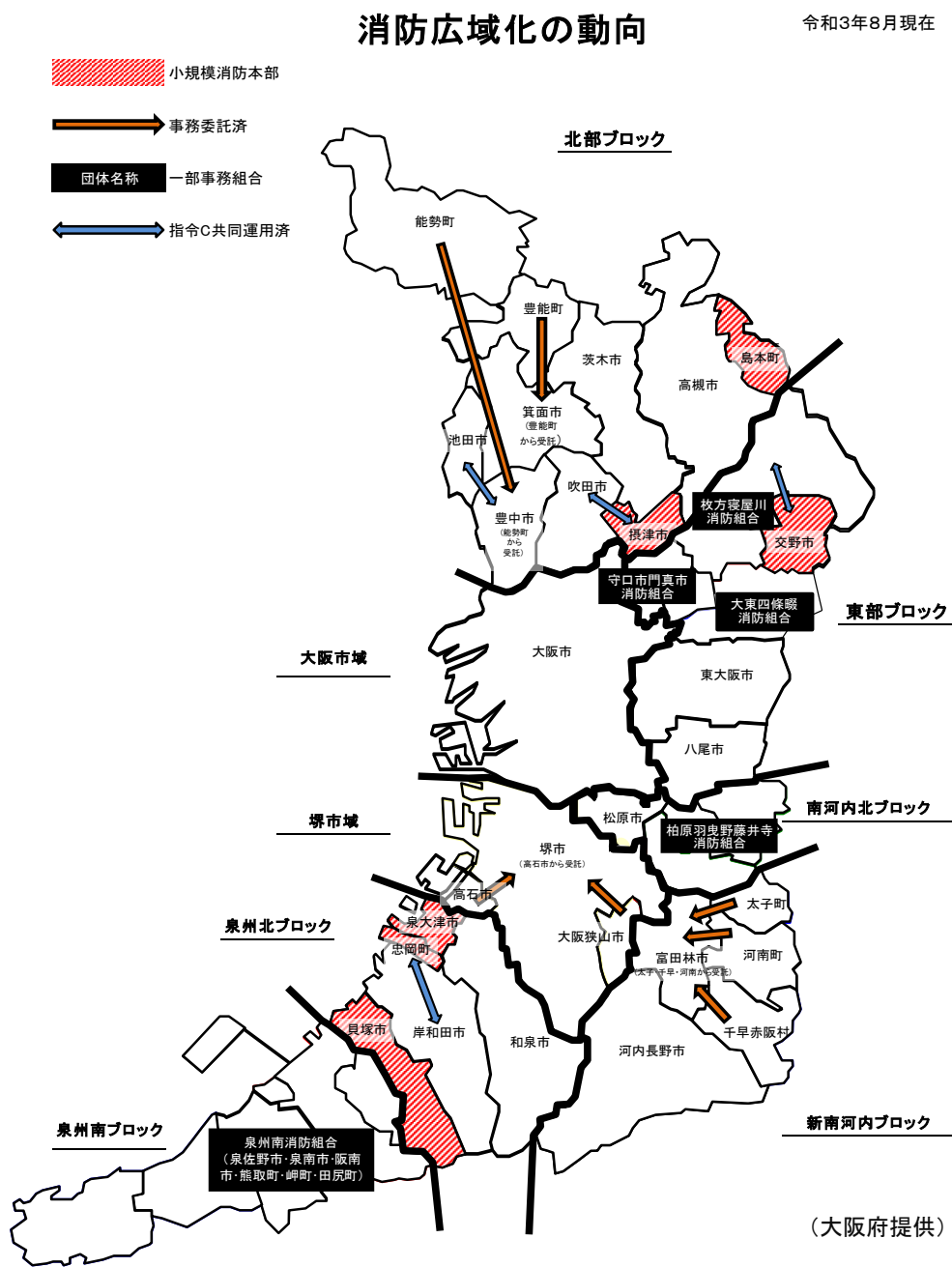
- ① R3.2.26 岸和田市と忠岡町の指令センター共用

・泉州南ブロック

- ① H25. 4. 1 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町が一部事務組合による広域化

(3) 今後の大阪府内消防指令業務の共同運用予定の団体

- ① R6 大阪市消防局と松原市消防本部
 ② R6 豊中市、吹田市、池田市、箕面市、摂津市の各消防本部



(4) 堺市消防局・和泉市消防本部の現状比較及び将来予測

管轄の面積及び人口等

	面積 (K m ²)	市街化区域面積 (ha)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
堺市消防局	173.04	12,571	940,489	409,889
堺市	149.82	10,725	825,632	362,201
高石市	11.30	1,112	56,097	23,407
大阪狭山市	11.92	734	58,760	24,281
和泉市消防本部	84.98	2,601	184,696	75,126
仮想管内合計	258.02	15,172	1,125,185	485,015

(令和2年度 大阪府市町村ハンドブック)

堺市（構成市含む）及び和泉市の将来予測人口

(令和7年(2025年)から令和22年(2040年)まで)

	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
堺市消防局	918,383	889,072	856,272	823,083
堺市	812,527	788,400	761,112	733,512
高石市	50,128	46,727	43,329	39,994
大阪狭山市	55,728	53,945	51,831	49,577
和泉市	184,227	180,803	176,575	171,767
仮想管内合計	1,102,610	1,069,875	1,032,847	994,850

(国立社会保障・人口問題研究所 将来の市区町村別人口データ平成30年推計)

火災・救急・救助・119番通報受信件数 (令和3年中統計)

項目	堺市消防局	和泉市消防本部
火災件数	173件	43件
救急件数	55,316件	8,574件
救助件数	1,052件	171件
119番件数	89,588件	15,733件

消防職員数及び通信指令員数【日勤者除く】 (令和3年4月現在)

	堺市消防局	和泉市消防本部
消防職員数	1,069名	167名
内、通信指令員数	34名	10名

2 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

消防指令業務の連携・協力により、災害情報を一元管理することで、消防相互応援協定に基づく応援体制の強化及び行財政面での効果を実現し、両市の市民サービスの向上を図る。

(1) 連携・協力実施による効果

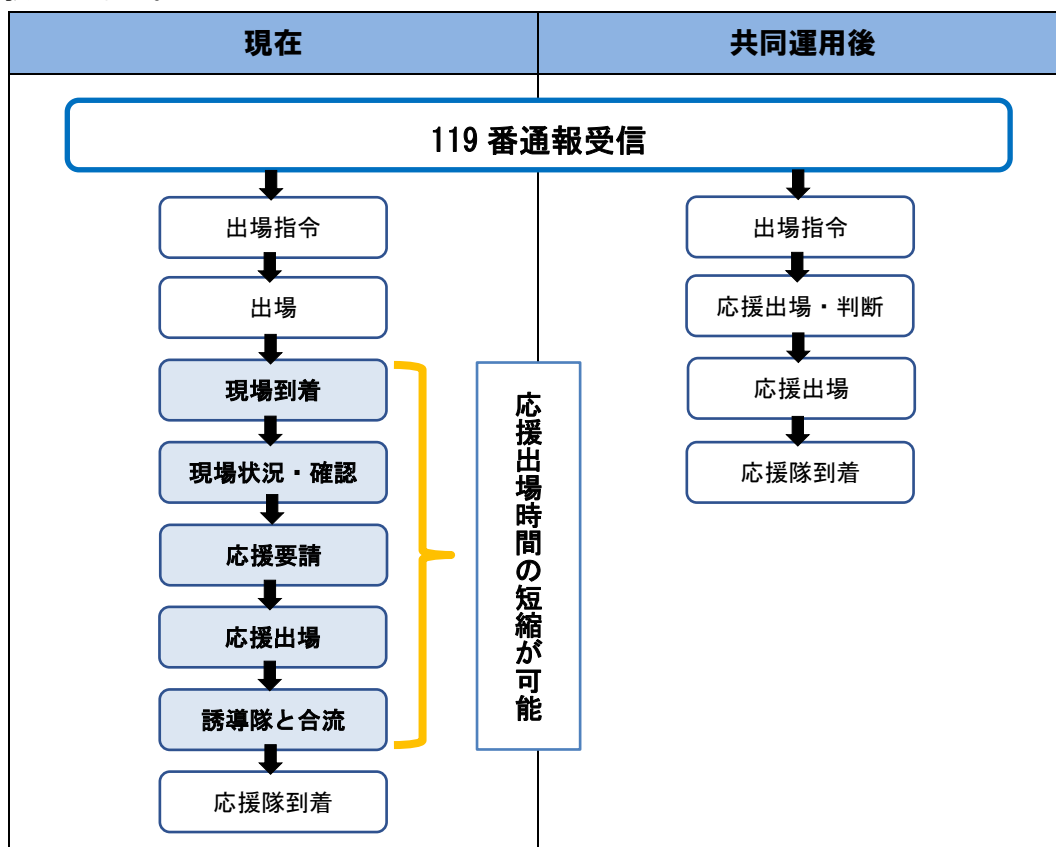
① 市民サービスの向上

ア 119 番通報受信能力や処理能力の向上が見込まれ、より一層的確な対応が可能となる。

イ ICT 技術等を活用した高機能なシステムを活用した高度な災害対応やデジタル化に対応した消防行政サービスの提供が可能となる。

② 消防相互応援体制の強化

災害発生状況や出動状況等の情報を一元管理することで救急事案多発時や大規模火災発生時等において、応援出場時間の短縮が可能になり消防相互応援体制の強化となる。

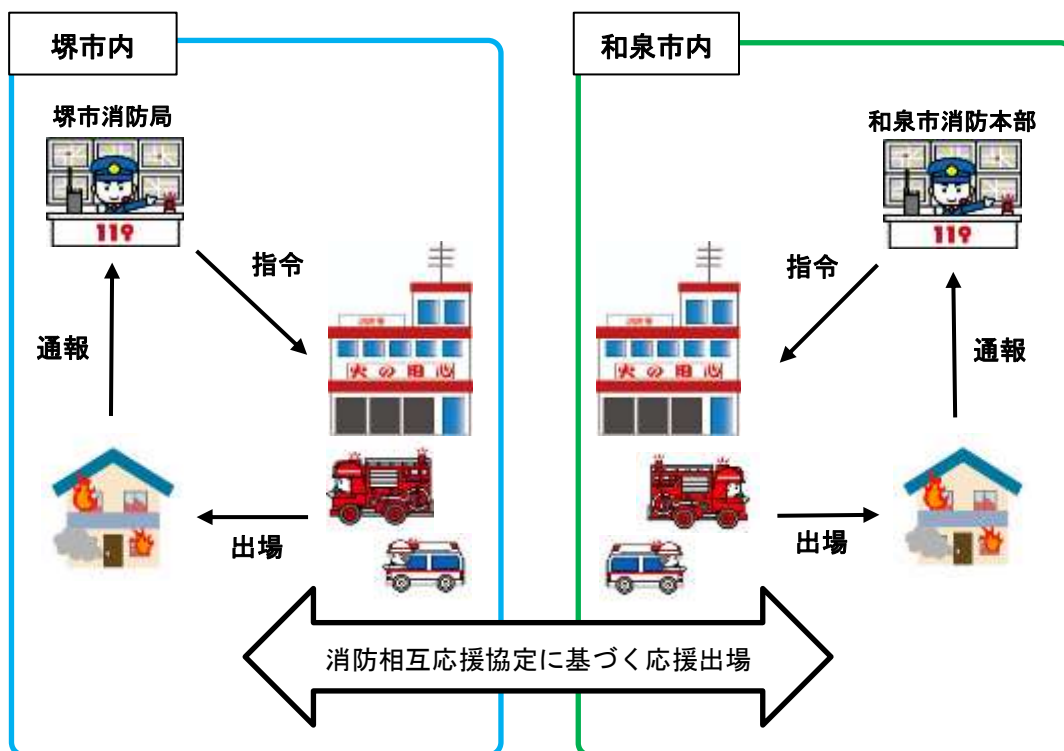


③ 行財政面の効果

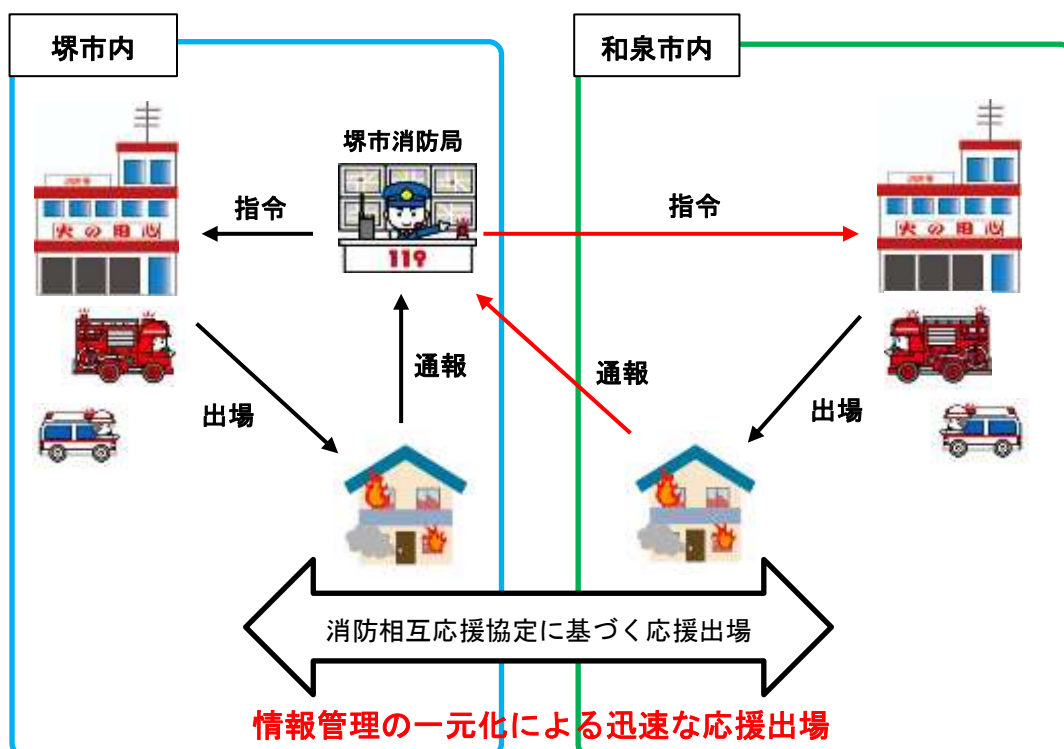
通信指令員の効率的な配置により、体制強化が必要な部署への人員配置が可能となる。また、指令システムを共同で運用することで、維持管理及び更新整備に係る経費の低減を図ることができる。

(2) 連携・協力後の消防指令業務運用イメージ

○現行の体制（各市で消防指令業務を運用）



○連携・協力開始後の体制（消防指令業務を共同運用（消防救急デジタル無線及び署活系無線の整備並びに保守管理業務を除く））



3 連携・協力実施の検討体制

(1) 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会

地方自治法第 252 条の 14 に基づく和泉市から堺市への消防指令業務の委託について、協議及び調整を行うため、規約により堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(2) 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会幹事会

協議会規約の規定に基づき、堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会幹事会を設置する。幹事会は、次の事項について協議及び調整を行う。

- ① 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会に提案する事項
- ② その他消防指令業務の委託に関して必要な事項

4 連携・協りに伴う実施スケジュール

(1) 経過

年月日	事項
令和 2 年 10 月 下旬	和泉市消防本部が大阪府から「消防広域化及び連携・協力の推進」に関する趣旨説明、助言を受ける。
令和 2 年 12 月 14 日	和泉市消防本部が堺市消防局消防指令センターを視察
令和 3 年 1 月 25 日	堺市消防局と和泉市消防本部における意見交換 (和泉市消防本部新築移転のスケジュール等について)
令和 3 年 2 月 10 日	堺市消防局と和泉市消防本部における意見交換 (検討会開催について)
令和 3 年 4 月 14 日	堺市消防局と和泉市消防本部における意見交換 (今後の検討の方向性の確認等について)
令和 3 年 5 月 17 日	第 1 回 堺市消防局・和泉市消防本部連携協力に関する検討会
令和 3 年 6 月 18 日	第 2 回 堺市消防局・和泉市消防本部連携協力に関する検討会
令和 3 年 7 月 29 日	第 3 回 堺市消防局・和泉市消防本部連携協力に関する検討会
令和 3 年 9 月 27 日	消防指令業務の共同運用に向けた協議を行うことの合意
令和 3 年 10 月 28 日	第 1 回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会
令和 3 年 11 月 8 日	第 1 回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会幹事会

令和3年 12月 17日	第2回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会幹事会
令和3年 12月 27日	第2回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会
令和4年2月1日～4日	第3回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会幹事会 (書面会議)
令和4年2月24日～3月1日	第3回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会 (書面会議)

(2) 今後のスケジュール

年月	事項
令和4年 6月	パブリックコメント（両市で実施）
令和4年 7月	第4回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会 第4回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会幹事会
令和4年 7月	堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書策定
令和4年 9月	両市の間における消防指令業務の委託に関する規約の制定に関する協議の議決
令和4年 10月	和泉市と堺市との間における消防指令業務に関する事務の委託に関する協議書の調印
令和5年 5月 ～	堺市消防行政統合システム改修
令和6年 12月	運用開始

第2部 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

1 連携・協力を行う消防事務内容

(1) 指令管制業務

堺市と和泉市における消防事務のうち消防指令業務を共同で運用し、堺市の消防指令センターによる一元的な指令管制事務を行う。

- ① 両市の119番通報などの災害通報を堺市の消防指令センターで一括受信する。
- ② 各消防署・分署・出張所等への出場指令を行う。
- ③ 各消防拠点及び車両等の移動局との無線交信を行う。
- ④ 消防行政統合システムの整備、保守管理などの事務を行う。
- ⑤ 災害現場での指揮命令については、現行どおり各市消防本部が行う。

(2) 出場体制

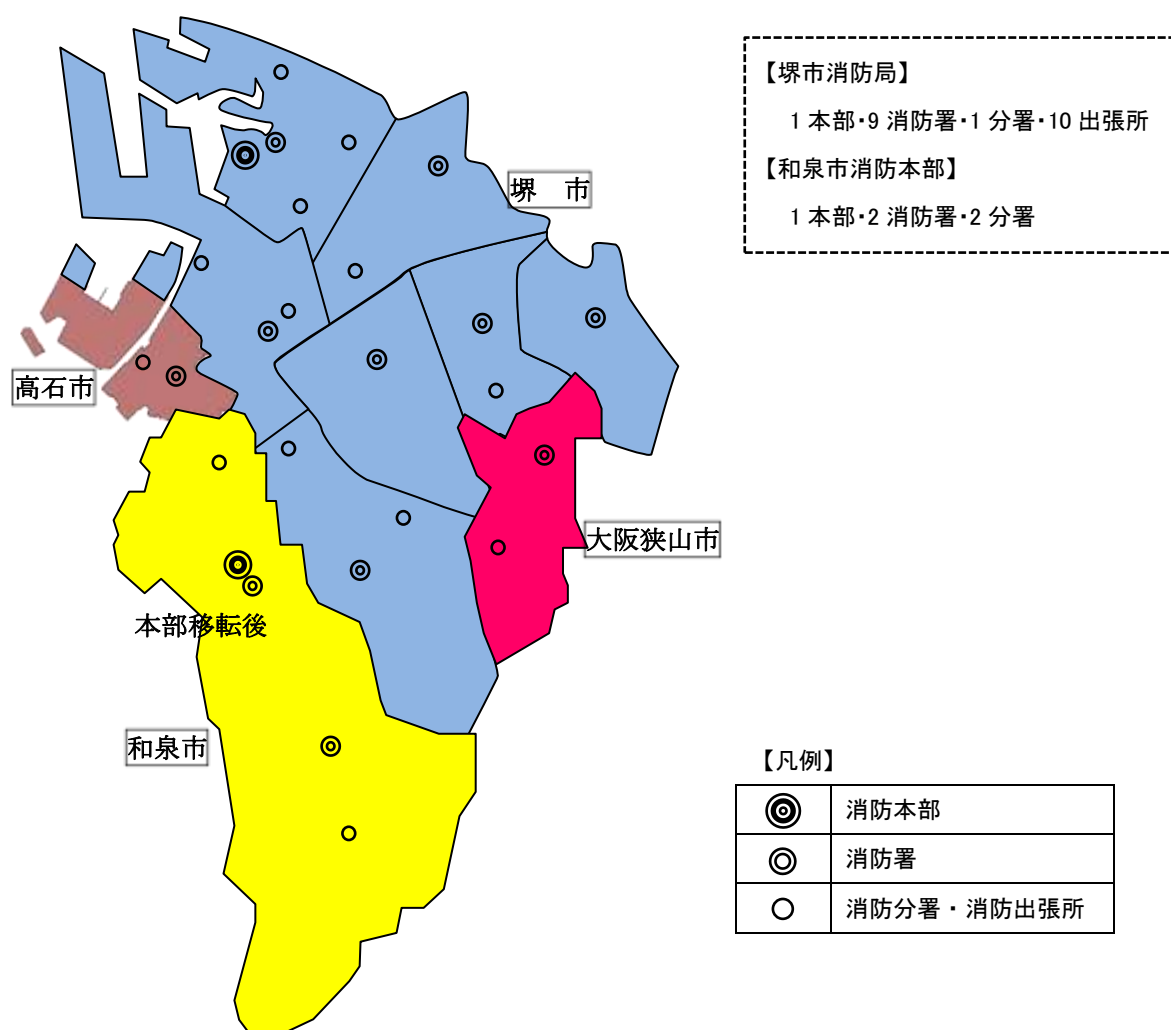
原則、各市域内における直近隊編成による運用を行う。

管轄区域はそれぞれの市域内とし、市域を越えて出場する場合には消防相互応援協定に基づき対応する。

2 連携・協力を行う地域

連携・協力を行う地域については、堺市消防局の管轄区域（堺市・高石市・大阪狭山市）と和泉市消防本部の管轄区域とする。

なお、各市の各署所の配置場所については下記のとおり。



3 連携・協力を行う方法

地方自治法第252条の14の規定に基づく和泉市から堺市へ消防指令業務を委託する事務委託方式とする。

4 連携・協力を要する人員の配置

堺市、高石市、大阪狭山市及び和泉市の4市を管轄区域とする消防指令センターを運用するための必要人員（通信指令員及び情報管理担当職員）を、堺市の消防職員から配置する。

5 連携・協に伴う機器等の整備計画

(1) 消防行政統合システム

消防行政統合システムは、既に堺市において更新整備されていることから、両市により新たに共同でシステム構築を行うのではなく、堺市の既存システムを一部改修する。

(2) 消防救急デジタル無線

指令業務に必要な無線設備として、堺市の消防指令センターから和泉市消防本部の基地局を使用し無線送受信ができるよう、遠隔制御器を設置する。

また、非常時の無線バックアップとして、堺市の消防指令センターに卓上型移動局無線装置を設置し、堺市総合防災センターに遠隔制御器を設置する。

(3) 整備スケジュール

年度 項目	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
消防行政統合システム		実施設計等	整備 運用開始 (12月)
消防救急デジタル無線		整備	

6 連携・協にに係る費用の見通しと分担方法

(1) 初期的経費

消防指令業務の共同運用を開始するために必要となる堺市の消防行政統合システム改修費等の初期的経費は、和泉市が負担する。

(2) 分担方法

消防指令業務を遂行するために要する経費は、委託料として和泉市から堺市に支払うものとする。

(3) 委託料

委託料は、堺市の消防指令業務に係る経費（以下「按分対象経費」という。）を、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。

【委託料の計算式】

$$\text{和泉市の委託料} = \frac{D}{A+B+C+D} \times \text{按分対象経費}$$

A：堺市基準財政需要額

B：高石市基準財政需要額

C：大阪狭山市基準財政需要額

D：和泉市基準財政需要額

(4) 按分対象経費

① 経常経費（人件費）

消防力の整備指針第 31 条の規定に基づき算出した通信指令員数及び堺市消防局警防部通信指令課の毎日勤務者数の総数に、堺市の人件費単価を乗じた額を按分対象経費とする。

※消防力の整備指針

第 31 条 消防本部及び消防署に、常時、通信員を配置するものとする。

2 消防本部に配置する通信員の総数は、人口三十万以下の市町村にあってはおおむね人口十万ごとに五人を基準とし、人口三十万を超える市町村にあっては十五人に人口三十万を超える人口についておおむね人口十万ごとに三人を加えた人数を基準として、通信指令体制、通信施設の機能及び緊急通報の受信件数等を勘案した数とする。

3 消防本部に配置する通信員のうち、同時に通信指令管制業務に従事する職員の数は、二人以上とする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない場合に限り、当該通信員の数を一時的に減ずることができる。

② 経常経費（人件費除く）

システム保守管理、回線使用料等、消防指令業務（消防救急デジタル無線及び署活系無線の整備及び保守管理業務を除く）の体制維持に係る経費を按分対象経費とする。

③ 公債費

既に更新整備が完了している堺市の消防行政統合システムを一部改修し共同運用するため、既設システムの経費に係る公債費（交付税算入分を除く）を按分対象経費とする。

第3部 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

両市の間で消防指令業務運営協議会を設置し、消防指令業務の委託事務に係る経費の負担並びに委託事務の適正な管理及び執行に関する事項について協議を行うとともに、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携等についても協議、検討及び情報共有を行っていく。

第4部 今後の調整事項

今後、連携・協に伴う両市消防本部における調整事項については下記のとおり。

- 指令及び出場体制等の消防行政統合システムの構築
- 消防指令業務の連携・協に係る委託側と受託側の権限と責任の明確化等
- 情報の一元管理による相互応援協定の強化を明確化し最大限の市民サービス向上を図るための調整
- 「直近指令」「ゼロ隊運用」などの高度な運用

両市における消防力及び出場体制が異なることから、調整に時間を要するため特定の救急事案において「直近指令」を行うこととし、火災等を含むその他の事案においては、消防救急デジタル無線の更新等に合わせて運用を開始するなど、段階を踏んで実施できるよう継続して協議を行う。

堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書【概要版】

【はじめに】

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、市民ニーズの高度化・多様化など消防を取り巻く環境が変化している中、全国的に消防において出場体制や専門員の確保等には限界があることや財政運営面での厳しさが課題とされている。また、各市管轄人口の減少が予測され、財政面での制約がさらに厳しくなる状況に対応するため、様々なスケールメリットを活用して、消防体制の充実強化を図る必要がある。

このことから、堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会を設置し、和泉市から堺市への消防指令業務の委託を前提に、災害情報を一元管理することで、応援体制の強化と行財政面での効果を実現するための協議を進め、両市の合意のもと、この消防指令業務連携・協力実施計画書を策定した。

【消防本部の概要】

	堺市消防局	和泉市消防本部
面積 (K m ²)	173.04	84.98
市街化区域面積 (ha)	12,571	2,601
人口 (人)	940,489	184,696
世帯数 (世帯)	409,889	75,126

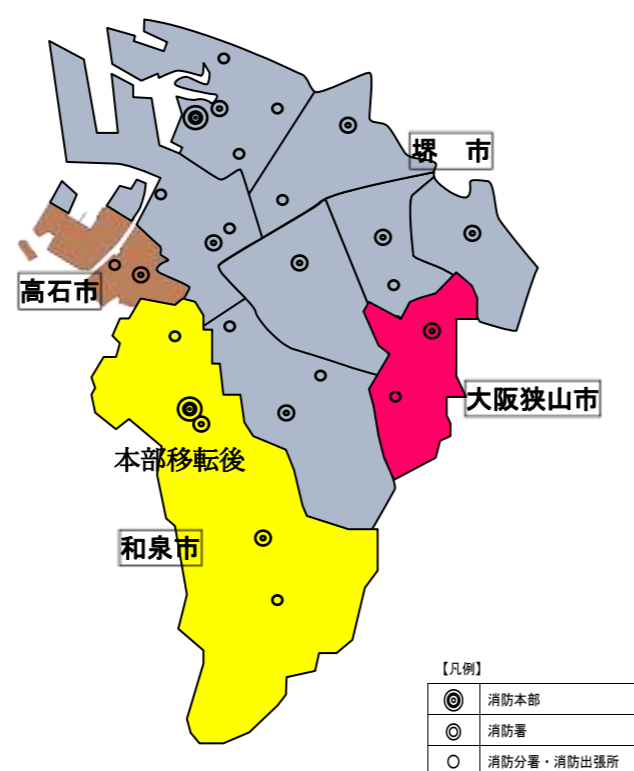
(令和2年度 大阪府市町村ハンドブック)

【火災・救急・救助・119番通報受信件数】

	堺市消防局	和泉市消防本部
火災件数	173件	43件
救急件数	55,316件	8,574件
救助件数	1,052件	171件
119番件数	89,588件	15,733件

(令和3年中統計)

【消防署所の位置】



【連携・協力実施による効果】

- 市民サービスの向上
 - 119番通報受信能力や処理能力の向上が見込まれ、より一層的確な対応が可能となります。
 - ICT技術等を活用した高機能なシステムを活用した高度な災害対応やデジタル化に対応した消防行政サービスの提供が可能となります。
- 消防相互応援体制の強化

災害発生状況や出動状況等の情報を一元管理することで、救急事案多発時や大規模火災発生時等において、応援出場時間の短縮が可能となり、消防相互応援体制が強化されます。
- 行財政面の効果

通信指令員の効率的な配置により、体制強化が必要な部署への人員配置が可能となります。また、指令システムを共同で運用することで、維持管理及び更新整備に係る経費の低減を図ることができます。

【主な協議事項と結果】

項目	協議結果
連携協力の方式	和泉市から堺市へ消防指令業務を委託する事務委託方式とする。(意見調整を行う会議体設置する。)
運用開始時期	令和6年12月1日からとする。
消防行政統合システム	堺市の既存システムを一部改修する。
消防救急デジタル無線	堺市の消防指令センターから和泉市消防本部の基地局を使用し無線送受信ができるよう遠隔制御器を設置する。 非常時の無線バックアップとして、堺市の消防指令センターに卓上型移動局無線装置を設置し、堺市総合防災センターに遠隔制御器を設置する。
人員の配置	堺市、高石市、大阪狭山市及び和泉市の4市を管轄区域とする消防指令センターを運用するための必要人員は堺市の消防職員から配置する。
経費負担方法	連携協力に必要な初期投資経費は和泉市が負担する。 委託業務の遂行に要する経費(委託料)は、堺市の消防指令業務に係る経費を各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。

【連携・協力を行う消防事務内容】

1 指令管制業務

堺市と和泉市における消防事務のうち消防指令業務を共同で運用し、堺市の消防指令センターによる一元的な指令管制事務を行う。

- 両市の119番通報などの災害通報を堺市の消防指令センターで一括受信する。
- 各消防署・分署・出張所等への出場指令を行う。
- 各消防拠点及び車両等の移動局との無線交信を行う。
- 消防行政統合システムの整備、保守管理などの事務を行う。
- 災害現場での指揮命令については、現行どおり各市消防本部が行う。

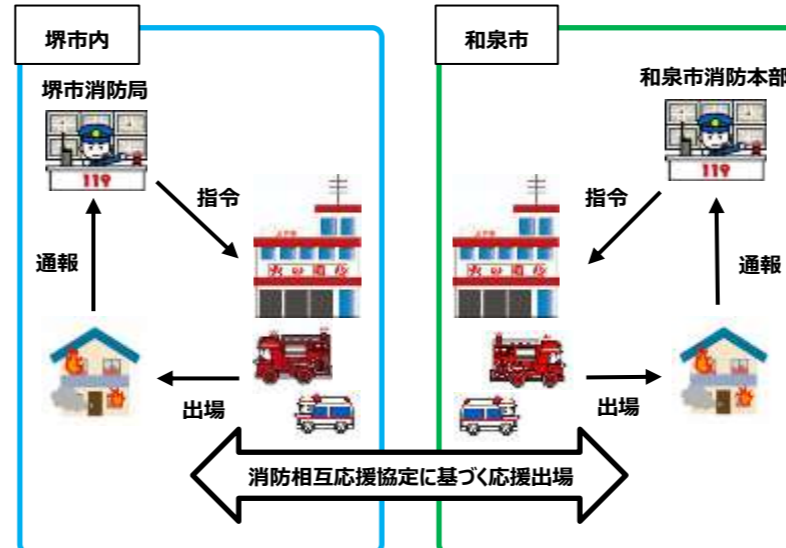
2 出場体制

原則、各市域内における直近隊編成による運用を行う。

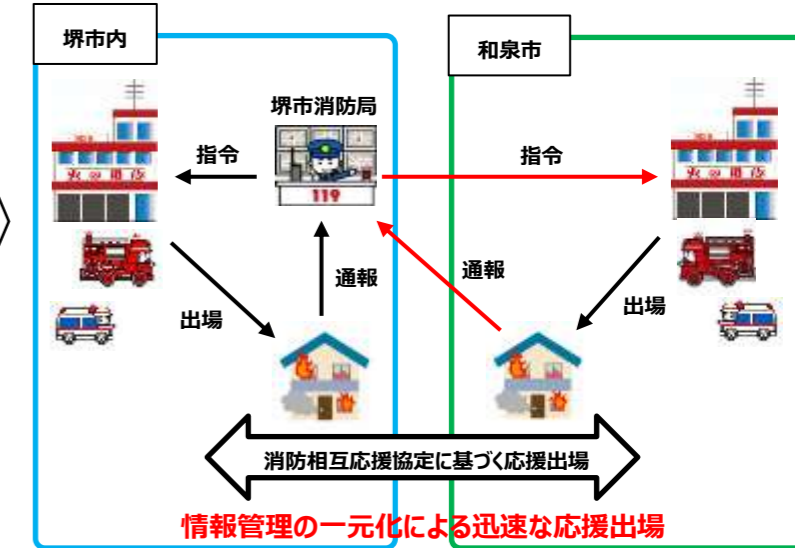
管轄区域はそれぞれの市域内とし、市域を越えて出場する場合には消防相互応援協定に基づき対応する。

<イメージ>

● 現行の体制



● 連携・協力実施後の体制



堺市と和泉市との間における消防指令業務に係る事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、和泉市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を堺市に委託する。

- (1) 災害通報の受付
- (2) 災害発生地点及び災害種別の決定
- (3) 消防隊等の編成、出動指令並びに災害情報及び災害活動に必要な情報の収集及び伝達
- (4) 消防行政統合システムの整備、保守管理等
- (5) 前各号に掲げる事務に付随するもの

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、堺市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

- 2 堺市及び和泉市は、委託事務の管理及び執行について、定期的に協議を行うものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、和泉市の負担とする。

- 2 前項の規定により和泉市が負担する額その他委託費に関して必要な事項は、堺市及び和泉市が協議して定める。
- 3 各年度における堺市の決算の結果、和泉市の納付した額に過不足が生じたときは、堺市及び和泉市が協議の上、委託費の調整を行うものとする。

（経理）

第4条 堺市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない。

（決算の措置）

第5条 堺市は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を和泉市に通知しなければならない。

（条例等の制定又は改廃）

第6条 堺市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ和泉市にその旨を通知しなければならない。

- 2 堺市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに和泉市にその旨を通知しなければならない。
- 3 和泉市は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該通知に係る条例等を公表

しなければならない。

(施設等の使用の承諾)

第7条 和泉市は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等は無償で堺市に貸与する。

(協議)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、堺市及び和泉市が協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年12月1日から施行する。